

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第4号 2017年4月17日発行
発行:伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田の浦12組
TEL097-529-5030 fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail:nonukes@able.ocn.ne.jp
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>

5月11日第4回口頭弁論に結集しよう

3月16日午後1時、「公正な裁判」をもとめる署名45760筆を持って大分地裁へ



5月11日（木）の日程

13:30 大分地裁玄関集合

13:40～50 抽選

14:30 第4回口頭弁論

15:00～第7回審尋（非公開）

15:30～報告会・記者会見（予定）

(18:00～映画「日本と再生」試写会
詳細は最後のページを参照のこと)

第4回口頭弁論の出廷または傍聴を希望する人は同封のハガキにて申し込んでください。（4月25日必着）切手代52円は各自負担でお願いします。

第2次原告100名以上を目標に募集中です

第2、3回と満席、熱気に満ちた口頭弁論

第2回口頭弁論は1月26日寒い日にもかかわらず、12時50分ころには裁判所入口に人だかりができていました。今回もまた抽選をする事態となり、入廷出来ない人々は申し訳ありませんでした。満席の1号大法廷は、原告団、応援団の「伊方原発を何としても止めよう！」との強い意志表示の場となりました。中山田さつきさんが杵築の椎茸農業生産者の生活を守る立場から、脱原発社会を切り開いて欲しいと裁判官に訴えました。

この日は裁判終了後の夜、弁護団との新年会

が和やかに持たれ、原告・応援団と交流できました。

第3回口頭弁論は3月16日に宇都宮陽子さん（応援団代表）の意見陳述が行われ、子どもを持つ母としての立場から伊方原発稼働を断じて許せない思いを訴えました。（陳述書を次ページに掲載）

現在264名の原告団で裁判を進めていますが、さらに運動として拡げていきたいという思いで、第2次原告団を100名以上を目標に（現在85名の方が意思表示）募集しています。是非ご協力をお願いします。

脱原発社会を切りひらく司法判断を！

意見陳述書



原告 中山田さつき

私の暮らし

原告の中山田さつきです。私が原告になった理由と裁判への意見を述べさせて頂きまます。私は国東半島の山村で夫と二人で暮らしています。国東半島は、2013年にクヌギ林とため池による農林業が世界農業遺産に認定された地域です。私たち夫婦も、ため池の水で稻を栽培し、クヌギを原木として椎茸栽培をしています。この地域の農民が代々維持管理してきた里山の恩恵に与っての現在の営みです。いま、私たちも、この後を引き継ぐ人たちへとバトンを渡す役目を担いながら暮らしています。昨年の夏は日照りが続き、ため池の水も干上がる寸前でした。農林業の現場にいると、人間の力の及ばないことを日々実感し、自然の恵みへの感謝と畏れの気持ちが自然と湧いてきます。

山里の暮らしは豊かです。薪ストーブで暖を取り、お風呂も薪で焚きます。春には山菜や筍、夏には林の間を流れる涼しい風が吹き、家の前で螢が飛びます。秋には柿の実や栗が手を伸ばせばそこにあり、夫が山で掘ってくる自然薯の味わいは格別です。稻刈りの時期には刈り取った稻の掛け干しを孫たちが来て手伝ってくれます。そんなひとときは私たち夫婦にとってとても幸せな時間です。

集落の高齢者は、80歳はもちろん、90歳近くになっても、自宅前の畠で野菜をつくり、近所の人たちと散歩をしながら、元気に穏やかに暮らしています。私たちの老後が見えて、何だかほっとします。

私はこの暮らしを大事にして、ここで生きていこうと決めています。

福島原発事故

2011年3月11日の東日本大震災には自然

の脅威のすさまじさに言葉もありませんでした。福島第一原発事故は悪い夢だと思ったかったです。

その後、福島の地では、原発事故さえなかったら起きなかつた悲劇が次々に起きました。有機農業を営む男性が長年培ってきた農地が放射能に汚染されたことに絶望して自殺しました。酪農家の男性は、牛のいなくなつた牛舎に「原発さえなかつたら。」と遺言を書き残して命を絶ちました。102歳のおじいさんが避難の前日に「みんなに迷惑をかけるから」と自ら命を絶ちました。農村に暮らす私には、とても他人事とは思えない悲しい事件でした。

事故から1年半後に私は初めて福島を訪れました。原発事故がどういうものかを知らなければという思いで駆られてのことでした。全村避難となった飯舘村は、田んぼに雑草が生い茂ってはいましたが、地震の傷跡は見られず、ほんとに美しい村でした。家々の庭先に草花が咲き、村人たちの穏やかな暮らしがあったことが想像できました。村営書店のガラス戸には、「必ず飯舘に帰ってくる」との張り紙がしてあり、避難時の無念が偲ばれました。村の長泥地区は汚染がひどく立ち入り禁止っていました。

津波被害地区の南相馬市小高区は、放射能汚染での立入禁止が解除されたばかりで、津波の爪痕がまだそのままでした。二本松市の椎茸栽培農家は、収穫した干し椎茸が低レベルの放射性廃棄物とされたため、廃棄場所が決まるまで倉庫で保管するように農協から指示されているとのことでした。椎茸などのキノコ類は放射性物質を取り込む性質を持っています。原木を伐ることも禁止され、椎茸栽培はできなくなっていました。

翌年、翌々年と計3回福島に行きました。ゴーストタウンとなった町を、除染の作業車だけが行き交い、途方もない数の除染物を詰めた黒いフレコンバッグの山があちこちにありました。街灯だけが灯り、家々の灯りがまったく無い夜の村の風景の異様さと寂しさは何と表現していいかわかりません。

楓葉町に住んでいた母親を避難させた女性は、「人って壊れるんですよ。母は親しい友人や住み慣れた地域から引きはがされて、認知症が進んだというより、壊れちゃったんです。」と話してくれました。山形に避難した中学生は、親友が通う川俣町の学校に通いたいと、親が決めた避難先の学校に通うこと一年間拒み続けたといいます。

福島に行き、自分の目で見て、話を聞いて、「原発事故とはこういうことなんだ。暮らしのすべてが根こそぎ奪われるんだ。」と実感しました。放射能を無毒にする方法を持ち得ない限り、「原発は絶対にダメだ！」と心底思いました。

伊方原発再稼働

伊方原発は地震リスクの非常に高い原発と指摘されていますが、規制基準に適合したとして、昨年8月に再稼働されました。地震に関する項目も基準に適合したということでしょうが、天災を机の上で計算して安全対策は万全とすることに、私は大きな違和感を覚えます。自然の脅威が人間の都合の枠に収まるのでしょうか。そして事故の原因は天災だけではありません。人の操作ミス、機械の故障も大事故につながります。

規制委員会の田中委員長は「規制基準に適合したからと言って、安全が担保されたわけではない。」と言っています。万が一に備えて30km圏内の住民の避難計画が各自治体に義務づけられ、避難訓練も行われましたが、避難すれば、何年も何十年も、もしかしたら一生、ふるさとに帰れない避難になるのです。福島第一原発の地元、双葉町の当時の町長だった井戸川克隆さんは「避難した後の避難生活の計画は避難計画にはまったく無い。避難すべきは原発なんだ。生活圏にあってはなら

ない。」と反省を込めて言われました。

30km圏内の住民は「福島と同様の事故、もしくはそれ以上の事故が起きても仕がないと覚悟をしてくださいね。」と事故のリスクを押しつけられたのです。そのリスクは30km圏内に留まらないのは、福島の現実を見れば明らかです。他の安全な発電方法がいくらもあるというのに、たかだか発電タービンをまわすだけのために核を使い、私たちの健康や暮らしを根こそぎ破壊するリスクを負わせるのです。こんな理不尽なことがあるでしょうか。

伊方原発で過酷事故が起き、風向きが大分方向だったら、福島の現実は、大分県に住む私たちの現実になります。私の住むところは、近くの小高い山の上から、空気の澄んだ晴れ渡った日には、肉眼で伊方原発が見える位置なのです。遮るものない海の上をまっすぐに放射性ブルームが飛んできて、いまの私の暮らしはできなくなるのだと、暗澹たる気持ちになります。実際、私が栽培する干し椎茸は、福島事故の後の風評被害で3年ほど生産者価格が暴落し、生産者はやっと生産を維持してきました。しかし、伊方原発が事故を起こせば、大分ブランドの干し椎茸栽培は壊滅という事態になります。関サバ・関アジに代表される豊かな水産業も、熊本・大分地震の被害からやっと回復し始めた「温泉県おおいた」の観光も、大打撃を受けることでしょう。

再び、原発事故を起こさないために

福島原発事故の後、「私たちの暮らしの有り様はこれでよかったですのか？」と多くの人が問い合わせました。脱原発を目指して、新しい暮らしの形をつくり始めた人びとも多く、再生可能エネルギーも格段に普及しました。

国政レベルで原発を問い合わせし、脱原発を決めた国々もあります。ドイツは「原発は倫理に反する。」という理由で原発からの撤退を決めました。日本と同じ地震国の中でも台湾も撤退を決めました。しかし、日本では、終わりの見えない福島事故を抱えてなお、原発推進政策を取り続けています。いつまで、国民を原発という泥船に乗せ続けるのでしょうか。

私は事故前も原発に反対していましたが、福島原発事故から、「 Chernobyl のような万が一はそんなに起きないだろうと思つてはいなかつたか？ ほんとに真剣に原発事故を起こさないためにやれることを全部やつてきたのか？」と自分のこれまでの姿勢を問われました。

政治を嘆いているだけでは、動き始めた危険な原発は止められません。再び事故を

おこさせないために自分ができることが裁判でした。司法が、私たちが安全に生きる権利を定めた憲法の下、差止判決を出すことを信じて、この裁判を起こしました。裁判官の皆さん、現在と未来を脅かすことのない、脱原発社会を切りひらく司法判断をしてください。

以上

(1月26日 第2回口頭弁論より)

裁判長、どうか母たちの声を聞いてください

意見陳述書

原告 宇都宮 陽子



はじめに

原告の宇都宮陽子です。私は、中学1年の人娘の母として、会社員の夫を持つ妻として、そして、「いのち」を一番に考える生活協同組合の理事長として、ふるさと大分で慌ただしい日々を過ごしています。

本日は、母として、女として、原発を無くしたいと願う私の思いをお伝えします。

生協活動

私は、娘の年齢と同じ13年間、生協を通じて、環境・平和・福祉・貧困、そして原発といった私たちのすぐ隣にある課題を解決する活動を行っています。この活動は、今を生きる私たち一人一人の行動が、確実に子どもたちの未来につながっているという思いから、行っています。

Chernobyl 原発事故

生協活動を始めて間もなく、 Chernobyl 原発事故後のベラルーシに行かれた方から視察の様子を詳しく聞く機会を得ました。小児病棟や障がい者施設に入所する子どもたちは、その小さな体を白血病や腫瘍が襲い、幼

くして亡くなり、また、先天的な心疾患や身体・知的障がいを抱えた子どもたちが、事故後、増えているそうです。障がいを得て生まれた子どもたちの中には、十分な公的援助が無い中で、親に育児放棄された子どもたちもいると聞きました。罪無き子どもたちが犠牲になる原発事故の悲惨さを目の当たりにした報告を聞き、この時、はつきりと私の中で、原発は、子どもたちの「いのち」を脅かすものでしかないと実感しました。

東日本大震災

Chernobyl 原発事故の後、誰もが、このような事故は二度と起きてはならないと願いました。けれど、その教訓は、活かされませんでした。

2011年3月11日の東日本大震災後、私たちが目にしたのは、東京電力福島第一原子力発電所の無残な姿でした。それは、九州に暮らす私でさえ、身の危険を感じる姿でした。福島県伊達市に住むある母親から話を聞く機会もありました。彼女は、事故が起こるまで福島に原発が10基ある事さえ知らず、何かあっても、伊達市は60kmも離れているので大丈夫だと思っていたそうですが、事故後、

信頼できる情報を求め、市民活動に参加したと話してくれました。

そして、彼女たちは、私たちの生協が送った機械を使い残留放射能測定を行っています。彼女の暮らす地域には、今なお、通学路でも、数万ベクレルの残留放射能が測定される場所が点在しているそうです。汚染の実態を知らず、土いじりをして遊ぶ子どもたちの話を涙ながらに語られた時、私も我が子の姿が浮かび、胸が締め付けられる思いでした。

国は、空間線量の数値が下がった事で避難区域の解除を進めています。そのような中では、彼女たちは、不安さえも声にできない状況であり、それでもなお、福島で子どもを育てていかなければならぬ苦悩を抱えています。私もその苦悩を、同じ母親として、痛いほどに感じました。「どうか私たちの声を聞いてください。」と訴える彼女の声、それは、我が子の無事を願う全ての母親の声でもあります。どうか母たちの声を聞いてください。

母として

私が遅ればせながら娘を授かったのは、38歳の時でした。私の人生に子どもはないものと諦めた矢先の妊娠です。10月10日、体の中に感じていた「いのち」を、命がけで産み出しこの手に抱いた喜び、それは、今でも忘れることはできません。自分の「いのち」よりも大切な存在を得た、震えるような体験でした。

産院を退院してからは、おっぱいを与え、おむつを替え、日常の暮らしの中で小さな「いのち」と真正面から向き合う日々でした。そうした中で、生後6か月の娘が突発性発疹で初めて熱を出した時、大概の子どもが罹る病気だと知っていたものの、予備知識は吹っ飛び、大慌てで小児科に駆け込む事態となりました。小児科の先生が「お母さん、大丈夫ですよ。」と、何度も言ってくれた事を、今では笑い話のように思い出します。

その夜は、一睡もできぬまま、一晩娘を抱っこしていました。明け方、空が白み始める頃、ようやく娘の熱も下がり、やっと穏やかな寝息を立て始めました。規則正しい寝息を聞きながら、大きな安堵とともに「この小さ

ないのちは私が守る。」と誓った事を憶えています。それは、私が母として本当に覚悟を決めた時でした。

その日以来、私の選択は、揺るぎないものとなりました。常に「子どもたちのために」と考えることで、何をすべきかがより明確になりました。

最後に

どうか母たちの声を聞いてください。

「子どもたちのために原子力発電所は必要か」そう問われれば、私は、即座に「NO」と答えます。それは、「いのち」を産み出す女として、「いのち」を育む母として、子どもたちの未来に責任を持つ者としての義務だと考えます。

チェルノブイリや福島の事故で明らかにように、原発は、一度事故が起きれば容赦なく子どもたちを犠牲にします。原発事故は、何よりも重い「いのち」と共存できないことを私たちに徹底的に知らしめています。

原発の過酷事故が「想定外」の言葉の下で繰り返された事実を見ると、「もう決して起きることはない」とどんなに説明を受けても信じることはできません。

しかし、現状では、政府と電力会社は、性懲りもなく原発の再稼働を進め、再稼働した伊方原発は、私たちの暮らしのすぐ近くにあります。何よりも重い「いのち」のために、政府と電力会社が原発を止めないのであれば、司法の場で、この裁判が最後の歯止めになるしかありません。

ふるさと大分の目の前にある伊方原発は、子どもたちの未来を、「いのち」を、脅かすものでしかない。直ちに停止することを切に願い、私の意見陳述を終わります。

以上

(3月16日第3回口頭弁論より)

被災者置き去り 加速

東京都内で一日に行われた東日本大震災の政府主催の追悼式で、安倍晋三首相は「原発事故の文言をすべて使わなかった。追悼式は震災翌年の二月で使わなかった。追悼式は続いている」と述べた。

（原発事故との戦い）

（原発事故はまだ古里に戻れない方々も多くなっています）

（同じ表現に進展していることを）

（福島民報）

首相「原発事故」使わず 政府追悼式で初復興の成果強調

（3.12 福島民報）

総理式辞に違和感、福島県知事

福島県の内堀知事は「福島県は世界でも例のない過酷な原発事故によって甚大な被害を受けている」「過去形ではなく現在進行形の災害だ。原発事故、原子力災害という重い言葉、大事な言葉は欠かすことができない」（3.14 朝日）

自主避難は「本人の責任」…今村復興相

今村雅弘復興大臣は4月4日閣議後の記者会見で、福島原発事故で今も帰れない自主避難者について、国が責任を取るべきでは、との記者の質問に対し「本人の責任でしょう。不服なら裁判でも何でもやればいいじゃないか」と発言した。記者が重ねて質問すると「出て行きなさい」と質問を打ち切った。（4.5 朝日）

政府は自主避難者への住宅提供を3月末に打ち切り、条件付きの家賃補助に切り替えた。避難指示を受けていた人への慰謝料支払いは来年3月で終了する。原発避難の早期幕引きです。

緊急だった20ミリシーベルトが平時規準に！

法令で定める一般人の被曝限度は年間1ミリシーベルト。福島事故後、緊急時だからと年間20ミリシーベルトを避難指示基準とした。それが平時の規準へといつの間にかすり替わり、年間1ミリシーベルトの規準は「なかった」ことになってしまった。

Chernobyl では年間20ミリシーベルトで人が住んでいる場所はありません。住民は移住の権利を持ち、5ミリシーベルト以上では居住禁止です。

年間被曝量が20ミリシーベルト以下の地域は、政府の避難指示はなかったものの、放射線の被曝影響を受けるために避難し、とくに放射線の影響を受けやすい子どもを連れて避難した人が多い。そして福島で働き続ける父親を現地に残して避難する母子を中心に、大量の自主避難者が発生したのでした。

避難指示解除後の住民帰還がなぜ進んでいないのか。福島原発事故から6年という時間が経過することで避難先での定住が進んだこと、子どもを持つ親が放射線の影響による健康への不安を考慮した結果、帰還が進んでいないとみられる。また、病院や商業施設といった生活に必要な環境整備は不十分で課題が多い。

これまで住民帰還わずか13.5%

対避難人指示区域の	① □ 今回の解除区域 約3万2千人
浪江町	約1万5千人(18%)
飯館村	約6千人(34%)
川俣町	約1千人(44%)
富岡町	約1万人(16%)
② □ 解除済み	約1万9千人 帰還率13.5%
③ □ 帰還困難区域など	約2万4千人



（3.31 朝日）

福島原発事故 6 年

今も12万3168人（2.13 復興庁調べ）が避難

避難先は全都道府県の 1094 市区町村にのぼる。うち原発事故時の避難指示で強制的に避難している人は約 5 万 6000 人。（3.10 毎日）

全町民が避難中の双葉、中間貯蔵施設の町

7000 人の町民は北海道から沖縄まで全国 38 都道府県に散り散りに避難中。町役場も埼玉県などへ転々とし、現在もいわき市に置かれている。昨年 11 月に双葉町と大熊町にまたがる原発の周囲で、環境省の「中間貯蔵施設」建設が始まった。放射性の汚染土など除染で出た廃棄物を 30 年間保管する。これが住民帰還の妨げになる”迷惑施設”となっている。政府は生活支援交付金の名目で双葉町に 389 億円を交付し、帰還困難区域の一部を「復興拠点」と定め除染を開始すること。しかし一体どれだけの町民がはたして双葉町に住むことになるのか。

復興拠点の総面積は帰還困難区域の 5 % 程度とみられ、住民の帰還は早くても 5 年後（福島事故から 11 年後！）。戻る意向を示す町民は 1 割ほどのこと。町は残るのか、存亡の危機に立たされている。（3.5 朝日）

新聞切抜帳

(2016.12.28 北海道新聞)

福島県の子供調査

甲状腺がん患者増加

14 年度以降 疑いを含め 68 人

東京電力福島第一原発事故の影響を調べる福島県の検討委員会は 27 日、福島の子供たちの甲状腺がんの 2 巡目の「本格検査」で、今年 9 月末までに 68 人にがんやその疑いが見つかったことを明らかにした。検討委は 3 月、「原発事故の放射線の影響とは考えにくい」との報告をまとめたが、その後も患者が増えている実態が浮かび上がった。

本格検査は事故当時 18 歳以下の（胎児を含む）約 38 万人を対象に、事故 3 年後（2014 年度）から実施し、一般的に

「A 判定」、残り 6 人は未受診や再検査が必要な子供たちだった。福島事故前は、一般的に

検査することで発見確率が高まる「スクリーニング効果」によると説明してきた。検討委は今年 3 月、先行検査の結果を基にまとめた中間報告で、「放射線の影響とは考えにくい」との見解を提示。①チエルノブイリ原発事故で甲状腺がんが多発したのは 4 年後からだつた②放射線の影響を受けやすい事故当時 5 歳以

四電に大分県内首長らからも不満や不安の声

2.10 県原子力防災研修会

「再稼働の説明は遅きに失した」

「脱原発を打ち出すべきだ」

「これで大丈夫、とは住民に言えない」



四国電力側（手前）に質問する臼杵市の中野五郎市長

大分県は 2 月 10 日、県内 18 市町村の首長や危機管理担当者を約 100 名対象にした原子力防災研修会を開いた。四国電力の社員らが伊方原発の安全対策を説明した。主に首長から出された意見、要望をマスコミ報道に基づきピックアップしました。

・コスト優先の印象だ。自らハードルを上げるような安全対策をしてほしい。

本田博文 日出町長

・我々の暮らす場所から原発が見える。ドイツや地震国の中でも脱原発へと転換している。いくら安全といわれても万が一の場合には取り返しがつかない。

三河明史 国東町長

・避難は援助したいが、事故があれば距離に関係なく地元の避難を考えねばならない。

橋本祐輔 豊後大野市長

・世界的には脱原発の流れだ。3 号機はいつ廃炉になるのか。（この先、老朽化で施設が使えない場合）新しく原発をつくるのか。

・今日聞いた内容では、住民に「原発は大丈夫」と説明できない。

中野五郎 臼杵市長

署名とカンパありがとうございました

事務局長 小坂正則

遅ればせながらの決断

昨年12月9日の弁護団・原告団会議の中で、「署名をやってはどうだろうか」という意見が弁護団のA弁護士から出ました。私は即座に「来年の3月に大分市議選が実施されるので、署名行動を行ってくれる労働組合などの組織が選挙で動けないと思います」と、否定的な発言をしました。そして「署名活動は9月の提訴と同時に年内に取り組めばよかったです。もっと早く提案をしてくれたらよかったですのに」と心の中でつぶやいていました。

そしたら、A弁護士は「それでは大分市議選が終わった後にでも署名に取り組んでもいいのでは」と提案を取り下げる発言をしてくれて、この議論は終わったのです。弁護士の署名の提案を即座に否定した私は、会議が終わった後に、何か後味の悪い気持ちで一杯でした。その理由は『できない言い訳を探すのは簡単』だからです。まずは、『取り組むための議論をするべきだったのではないか』と反省したのです。それに仮処分が出た後では効果はないだろうから、やるなら今しかないとthoughtのです。

寒い時期、大分市議選の真っ最中

実際には暮れも押し迫って、これから署名を行うための全体会議や組織などへのお願いなどの時間はありません。でも「年明け早々に署名案文を作ってしまえば何とかなるかもしれない」と考えました。そこで年明けの1月6日に全体会議を開いて、事務局のスタッフの皆さんとの素早い取り組みで13日には署

名一式が出来上りました。実際には1月の終わりから、3月初旬までの1月足らずの短期間にもかかわらず、45,760筆の署名が集まっています。

ひとり一人の思いが込められている

裁判の会の皆さんに署名用紙を同封してお願いしました。別府の主婦の方は1人でご近所を廻って100筆以上の署名を集めてくれました。封筒にご家族全員の名前を書いて送ってくれたりと、様々と署名入りの郵便が届きました。病院で取り組んでくれた医師もいました。県外からも800筆以上。フランスからも17筆の署名が送られてきました。

労働組合や生協の組織運動の見事さに感激

平和運動センターに集う労組の方々やグリーンコープをはじめとする生協などの協力が特に大きな力となりました。

集まった署名用紙の一筆一筆に「この裁判への皆さんの思いが込められている」ことを感じました。

100円カンパの総額約27万円に！

カンパ金は269,934万円集まりました。写真にありますように、署名用紙は3月16日の口頭弁論の前に大分地裁へ届けることができました。本当に皆さんありがとうございました。この署名の重みを裁判長は感じ取って仮処分の審尋に臨んで欲しいと切に願っています。



3月16日裁判所に提出された
「伊方原発差止訴訟の公正な裁判を
要請する署名」45,760筆

311いのちのわ さよなら原発おおいた報告

2017. 3.12(日) 大分市若草公園 10:30 ~ 15:30 (文責森山賢太郎)



岡村正淳弁護士の伊方裁判報告



ハハパレを先頭に街中を行進

2011.3.11 から 6 年経ったこの日、若草公園は小春日和の穏やかな好天にめぐまれ、多くの人の交流の場となりました。無農薬野菜の販売や手作りの衣類、家具を売るお店や食べ物のお店が並びました。公園中央のステージでは Live & Talk として印象的なアクションや素敵なお歌が繰り広げられました。そして奥田富美子さんの総合司会で始まり、松本文六氏が代表挨拶をしました。また、集会のなかで特別報告として岡村正淳弁護士

(本会の弁護団共同代表) が伊方原発大分裁判のことを話されました。

私たち裁判の会事務局は、昨秋以来毎週水曜日に街頭ビラ撒き行動をずっと続けてきた女性 3 人(そのパワーに敬服)とともに 12 時からトキハ本店前で約 1 時間、最後の街頭署名活動を実施しました。そして午後 1 時半からは共に街中をパレード&デモ行進しました。行進に先立ち、集会宣言を採択しました。

集会宣言（抜粋）

福島第一原発事故は広範な地域に未曾有の過酷複合災害をもたらしました。あれから 6 年。311 以後、未だに故郷に帰りたくとも帰れない人、放射能汚染で故郷を離れざるを得なかった人々は、今なお 12 万人以上もいます。他方で放射能による健康障害が次々に明らかになっています。

311 当日、放射線プルーム直下にいることを全く知らされない中、「トモダチ作戦」で被災者救助や復興支援に協力した米兵たちに様々な健康障害を来たしています。現時点ではっきりしていることは、すでに骨髄腫や急性白血病で 7 人が死亡、他に甲状腺がんなどが増えているといいます。

福島では、子どもの甲状腺がんが多発しています。昨年の 12 月に公表された福島県民健康調査の結果は、311 以降、福島県全体で甲状腺がん患者は 183 人に及んでいます。又、原発事故以後には、周産期死亡や原発作業員の白内障が増加していることも判明し、2 人の作業員は白血病で労災認定を受けています。

このような事実があるにも拘らず、放射線による健康障害については多くの医療機関に箇口令を敷かれていることは公然の秘密のようです。

大分では伊方原発をとめる大分裁判の会が結成され、昨年 7 月 4 日に伊方原発運転差し止め仮処分を申請、9 月 28 日には本訴訟を提起しました。

対岸の伊方原発で過酷事故が起これば、大分県民のいのちと暮らしは根っこから破壊されます。このことを何としてでも阻止したいものです。

ここに集まった私たちは、原発のない社会を子どもたちに引き継いでいくため、国民のいのちと暮らしを破壊する原発とただちに止めるために行動することをここに宣言します。 2017 年 3 月 12 日

もんじゅ廃炉そして伊方に溜まる核廃棄物

文責 森山賢太郎

もんじゅ廃炉、核燃料サイクルの破綻

昨年12月21日政府は高速増殖炉もんじゅ（福井県敦賀市）の廃炉を正式決定しました。もんじゅは核燃料サイクル政策の要として、1兆円超の国費がつぎ込まれ、わずか250日しか稼働せずに廃炉になりました。

高速増殖炉で使用済の核燃料（核廃棄物）を燃やすことによってプルトニウムが増え続け、それを核燃料として使えることで無限のサイクルで”増殖”していくということでした。資源のない我が国の準国産資源ともいわれてきました。ところが政府は「今後とも核燃料サイクルを堅持し高速炉開発を推進していく」といいます。

今後はフランスの実証炉（高速炉）の共同開発に参加していくとのこと。（高速炉は増殖しませんが）

これについて田中俊一原子力規制委員会委員長は「実証炉については私の理解では全く実態がない」と言い切っています。

「資源」の扱いの使用済核燃料がゴミの扱いに！

なぜ政府は核燃料サイクルの破綻を認めないのでしょうか。それは原発から発生する使用済核燃料は、これまで「資源」の扱いであったのに、破綻を認めた瞬間にそれが「核のゴミの扱い」になってしまうからです。（16.12.22毎日社説）

プルトニウムの恐怖、危険性の高いプルサーマル

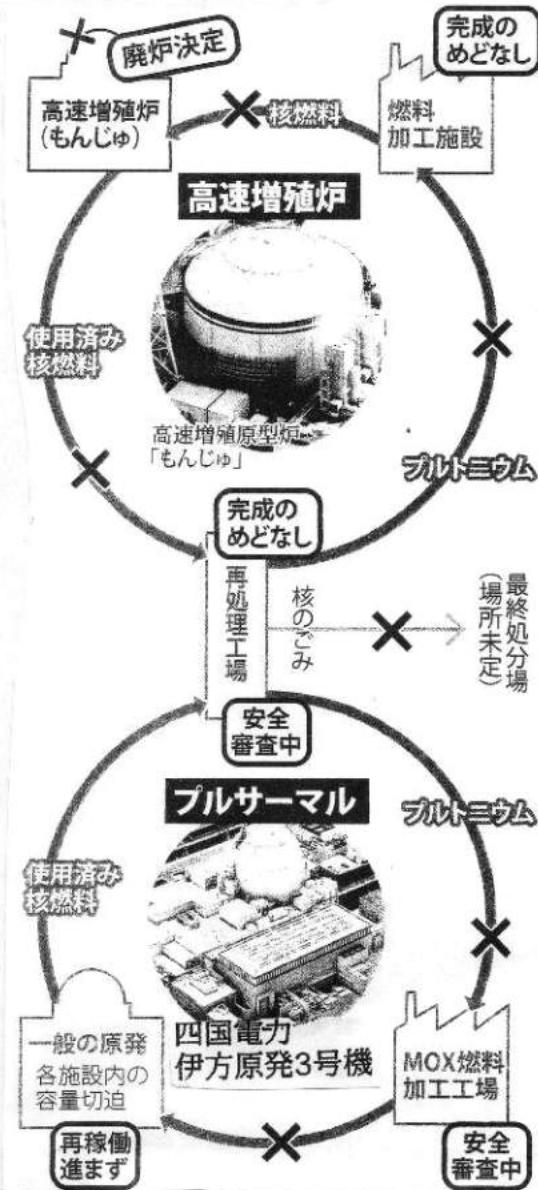
これまで日本が原発を推進してきた結果、47.9トンのプルトニウムを所有しており、これは長崎に投下された原爆数百発分相当。核兵器をもたない、そして被爆国である日本になぜこれほどの核兵器の材料があるのか。世界中から不審の目が日本の原発政策に注がれます。

プルトニウムを減らす目的で、ウランにプルトニウムを混ぜたMOX燃料使用の「プルサーマル発電」が無理やり、その任務を課せられています。

現在、伊方原発3号機だけが唯一国内で稼働しているプルサーマル発電です。1年間稼働してプルトニウム0.1トン減らせるとされており、47.9トンを減らすことは到底できません。

満杯に近づく「使用済核燃料プール」

各原発の核廃棄物はそれぞれで保管する可能性がたかまっています。核燃料サイクル破綻で青森県六ヶ所村再処理工場は不要となるでしょう（運転延期が度重なり完成のメドがたたず日本の技術力ではムリのようです）。これまで「資源」として受け入れ



ていた青森県も「核のゴミ」になった途端、受け取らなくなります。

各原発の使用済核燃料プールは満杯に近付いており、四国電力は昨年末に「乾式貯蔵施設」の新設を検討すると発表しました。あの福島原発4号機事故で「使用済燃料プール」の冷却機能が失われ、あわや大惨事という事態がありました。そこで地震に強い保管法であるとして、水や電気を必要としない空冷の「乾式保管」が検討され始めました。

「乾式」による恒久貯蔵か、自治体に警戒感

乾式貯蔵の導入によって、恒久的に原発のある場所での危険極まりない核廃棄物保管が保障されることになり、私たちにとって今後大変な脅威になってくる可能性があります。

伊方3号機差止ならず 広島地裁仮処分棄却



2017.3.30広島地裁前 15:00

事務局メンバー小坂以下4名で広島地裁に駆けつけました。残念ながら上記の結果となりました。報告集会では小坂事務局長が「私たちは広島の皆さんのが1年前3月11日に仮処分申立を行ったことに勇気づけられて大分で裁判をはじめました。大分の闘いを頑張ります」と述べました。続く松山、大分、山口でそれぞれ粘り強く取り組みをすすめています。

裁判長は申立人である「広島の被爆者」の声をどれほどの真剣さで受け止めたのだろうか。自分たちが2度被曝したくないとの思いと同時に、若い世代を被曝させたくないという未来に向けた声を。残念無念というほかありません。

新規制基準合格は「安全」ではない

あの田中規制委員長さえ、規準に合格したからといって安全ではないとは明言しているのに、

高裁の壁は厚かった！

3月28日高浜原発3・4号機仮処分・大阪高裁抗告審決定

関電は決定を受け、会見で「配当」実施を言い出した。何というえげつない企業でしょう。一私企業の利益のために関西圏数千万人の命と引き換えるのです。ひとたび過酷事故がおこれば、琵琶湖に放射能が降りそそげば、と想像するだけで恐ろしい。

決定の内容はほとんど見るべきものではなく、1年前の大津地裁決定の真逆の判断を示しています。まさに関電と政府に忖度（ソンタク）したとしか言い

裁判長は何と安直な判断を下したことか。判断というものでなく思考停止した、ということだ。

川内原発福岡高裁宮崎支部で示された内容を唯一の高裁判決だと持ち上げ、地裁と高裁は上下関係にあり、地裁は高裁判決を尊重しなければならないという。さらに他の地裁（松山や大分の事をさすのか）も右に倣いなさい、とまで言及しているのは実に腹立たしい言いがかりです。

裁判官たるもの原告の訴えを真摯に受け止め、自らの責任で自らの考えで判断を下すべきであり、吉岡裁判長、あなたは単なる司法行政の末端ではないはずです。上で決められたことなのだから、答はこれですと言っているに過ぎません。

大きな争点である「基準地震動」については何と、難しい議論なので「仮処分」では決めかねる、証人喚問などをふまないと判断できないという。これではなぜ私たちが「仮処分」を申立てているのか、その切実さを全くわかっていられないということです。

そして、過酷事故が起こったときの「避難計画」がまるで実効性がないにもかかわらず、まるで問題にしていないことにもただただあきれてしまうばかりです。

ただちに控訴を決定

広島の原告および弁護団はただちに控訴することを決定しました。長い闘いの一こまが始まったばかりです。一喜一憂せずに進んでいきましょう。

再稼働する高浜原発

ようがありません。

井戸謙一弁護団長は「原子力規制委員会の新規制基準に合格していれば安全とする決定内容であり、新規制基準に基づく新たな安全神話というよりほかありません」とコメントしました。最高裁への控訴は断念したこと。5月には残念ながら高浜3・4号機は約1年ぶり再稼働することになります。

第5回、6回審尋で原告被告双方のプレゼンを終了

1月26日の第5回審尋では原告を代表して甫守弁護士が2時間みっちりと基準地震動についてプレゼンテーションを行いました。3月16日の第6回審尋では四国電力側がプレゼンを2時間使わず、約1時間半で終了しました。内容についての裁判長との双方のやり取りはありませんでした。

その後、近いうちに仮処分決定が出るだろうとの予想を覆す事態が生じました。竹内裁判長の3月末日異動です。4月以降に、果たして新任の裁判長で即座に仮処分の判断ができるものなのか、全く見通せなくなっています。

ともかく既に伊方原発は稼働しているので、一日も早く審尋を行い、差し止めの決定を一日も早く出して欲しい。私たちの切なる願いです。

大分地裁での裁判の流れ

	仮処分	本訴訟
016		
6.28	1名提訴	
7.4	3名提訴	
7.21	第1回審尋	
8.10	第2回審尋	
9.28	第3回審尋	提訴 第1回口頭弁論
11.17	第4回審尋	
017		
1.26	第5回審尋	第2回口頭弁論
3.16	第6回審尋	第3回口頭弁論
5.11	第7回審尋	第4回口頭弁論
7.20	?	第5回口頭弁論

「太陽の蓋」上映会の収益金を裁判の会に寄付／豊後高田実行委

1月26日の口頭弁論後、弁護士会館で「太陽の蓋」を観た傍聴支援の方が言い出しちゃになりました。3月10日、豊後高田市で昼夜2回の映画上映会を開催。約200人の方に「太陽の蓋」を観て頂く事ができました。多くの方が「6年前を思い出し、改めて原発の稼働に反対」との気持ちをアンケートに書かれていました。

裁判の会の署名を持参してくださる方も多く、会場での記載も含め、399筆の署名と100円カンパも集まりました。さらに嬉しいことに多くの収益金が出て、裁判の会と福島の子どもたちの保養施設・沖縄球美の里に寄付することもできました。

準備期間がわずか1ヶ月しかなかったのですが、地域の脱原発の思いを抱いている人たちとの出会いの場にもなりました。(実行委・中山田)

大分裁判の会・全体会

日 時：4月28日(金) 18時～20時

場 所：大分市コンパルホール312号

議 題：5.11の取組、映画上映、2次原告募集等

*役員会ですがオブザーバー参加できます。希望者は小坂まで(Tel 090-1348-0373)連絡下さい。

各地で映画上映運動を拡げよう！

映画「日本と再生」試写会

5月11日(木) 18:00～

コンパルホール 視聴覚室

(上映にご協力いただける方は無料)

河合弘之弁護士兼映画監督の新作「日本と再生」が出来上りました。本人が3.16記者会見の前の報告集会で宣伝していたように、自然エネルギーで脱原発することによって、日本は再生できるとの熱いメッセージが込められています。

県内地域での上映運動を今後事務局として呼び掛けていきます。ぜひいろんな地域で手を挙げてください。

編集後記

・山口でも伊方原発運転停止をもとめて、3名が「仮処分」の申立てをしました。4か所で伊方を取り囲みます。祝島など離島住民はどこに避難できるのかを問うていきたい、とのことです。

・3.16県弁護士会館での交流会報告。脱原発弁護団の活動紹介DVD3本観賞しました。そして「いのちのわ集会」に出演した山田証さんのおおらかに森を愛する歌を皆で楽しみました。

(森山賢太郎)